

# 山梨県公報

第千九百六十号

平成二十一年

六月二十九日

月 曜 日

## 目次

### 告示

平成二十一年中小企業貸金事情調査の実施……………三三三  
建築基準法に基づく道路位置指定……………三三三

### 公告

甲府市第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定について……………三三四  
職業訓練指導員試験の実施……………三三四

### 公安委員会

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則の一部を改正する規則……………三三六

## 告示

### 山梨県告示第二百七号

平成二十一年中小企業貸金事情調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条の規定により、公示する。  
平成二十一年六月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 調査の目的

県内の民間企業に働く労働者の賃金等の実態を明らかにし、これを労使関係者の参考資料として提供することにより、合理的な賃金管理及び労使関係の安定を図ることを目的とする。

#### 二 調査対象の範囲

##### 1 調査地域

山梨県全域

##### 2 調査対象

県内の従業員数十人以上の事業所から無作為に抽出した八百五十事業所

#### 三 調査事項

#### 1 初任給

- (一) 平成二十一年三月新規学卒者の確定初任給
- (二) 平成二十二年三月新規学卒者の初任給見込額

#### 2 平均賃金

各事業所から従業員を抽出し、次の事項について調査する。

##### (一) 年齢

##### (二) 勤続年数

##### (三) 扶養家族数

##### (四) 平成二十一年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金

##### (五) 平成二十一年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金の根拠となった労働時間

#### 3 事業所の現況

##### (一) 常用労働者数

##### (二) 労働組合の有無

##### (三) 定年制の有無及び定年年齢

##### (四) 週休制の形態

#### 4 調査の期日(又は期間)

平成二十一年七月三十一日を調査基準日とし、同年八月一日から同月三十一日までを調査期間とする。

#### 5 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

### 山梨県告示第二百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(富士吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十一年六月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 道路の位置

上野原市上野原字外城二二六四番八

#### 二 道路の幅員

最大六・〇〇メートル 最小四・〇〇メートル

#### 三 道路の延長

三二・一五メートル

# 公 告

● 甲府市第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定について  
 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項の第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第二項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十一年六月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

甲府市第一種大規模小売店舗立地法特例区域は、別紙図面に表示する以下の区域とする。

甲府市朝日二丁目二番、北口二丁目一番から四番まで、北口二丁目一番及び六番から十番まで、北口三丁目一番、宝一丁目一番、丸の内一丁目二番、三番、六番から八番まで、十番及び十三番から二十一番まで、丸の内二丁目一番から九番まで、十三番から十八番まで、二十六番から二十九番まで及び三十一番、丸の内三丁目一番、二十番及び三十三番、中央一丁目一番から二十一番まで、中央二丁目十三番及び十四番並びに中央四丁目三番、四番及び八番の全部並びに朝日二丁目三番及び四番、北口二丁目二番、三番及び十一番、丸の内一丁目一番及び九番並びに丸の内二丁目三十番の各一部  
 （別紙図面は、省略し、商工労働部商業振興金融課に備え置いて縦覧に供する。）

● 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十一年六月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験を実施する職種及び試験科目
  - 1 次の職種について学科試験を行う。  
 機械科、電子科、和裁科及び建築科
  - 2 試験の科目は、次のとおりとする。

機械科	免許 職種	学 科 試 験 の 科 目	指 導 方 法
	一 系基礎学科		

	和裁科	電子科	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 系基礎学科                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り）</li> <li>2 縫製法（縫製法、縫製用材料）</li> <li>3 安全衛生（安全管理、衛生管理）</li> </ol> </li> <li>二 専攻学科                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法）</li> <li>2 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 系基礎学科                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気理論（電気磁気学、直流及び交流理論）</li> <li>2 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学、測定法）</li> <li>3 電気・電子機器（電気機器、電子機器）</li> <li>4 材料（電気材料、電子部品）</li> <li>5 安全衛生（安全管理、衛生管理）</li> </ol> </li> <li>二 専攻学科                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信工学（情報理論、通信システム方式、伝送工学、通信処理）</li> <li>2 機器設備（端末設備、伝送交換設備、ネットワーク）</li> <li>3 制御工学（制御理論、数値制御、コンピュータ制御）</li> <li>4 工作法（電子機器の組立、修理及び調整法）</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 系基礎学科                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械工学（機械要素、機構と運動）</li> <li>2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料、潤滑油及び切削剤）</li> <li>3 工作法（NC工作法、機械工作法、ジグ、工具）</li> <li>4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定、材料試験）</li> <li>5 安全衛生（安全管理、衛生管理）</li> </ol> </li> <li>二 専攻学科                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法、精密加工法）</li> <li>2 機械製図（機械製図法、機械設計法、テクニカルイラストレーション）</li> </ol> </li> </ol>
			理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規

建築科	一 系基礎学科 1 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規） 2 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画） 2 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算） 3 材料（建築用材料）
-----	--

- 3 前記以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者（一級又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者）に対して、指導方法のみの試験を行う。
- 二 受験資格
- 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
    - 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
    - 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
    - 1 にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
      - 成年被後見人又は被保佐人
      - 禁錮以上の刑に処せられた者
    - 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 三 試験の免除
- 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に關し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者 免許職種に關し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科 実技試験の全部	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学

四 試験の日時及び場所	省令別表第十一の三に掲げる免許職種	省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる者	学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	免許職種に關し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	免許職種に關し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	免許職種に關し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。） 実技試験の全部 学科試験のうち指導方法
-------------	-------------------	--	-----------------------	---	---------------------------	---------------------------	--------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--

- 1 日時 平成二十一年九月二日(水)午前九時
- 2 場所 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校

五 受験手続

1 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚(申請前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートル、横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日と氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)に貼り付けること。)及び受験資格を有することを証明する書類

2 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

3 申請書類の提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県商工労働部産業人材課(郵送により受験申請をする場合は、必ず書留郵便とすること。)

4 申請書類の受付期間

平成二十一年七月一日(水)から同月十五日(水)まで。ただし、郵送の場合は、平成二十一年七月十五日までの消印のあるものを有効とする。

5 受験手数料

三千百円(職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。

6 受験票の交付

受験申請を受け付けた後、その内容を審査のうえ、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 可否判定の基準

1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(1に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合(1に該当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表

平成二十一年十月一日(木)に山梨県庁東側掲示板(スクランブル交差点わき)及び山梨県ホームページに合格者及び一部合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に可否を書面で通知する。

八 その他

1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県商工労働部産業人材課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立の各高等技術専門校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。

2 受験に関する注意事項(集合時刻、携帯品等)は、後日受験票をもって通知する。

3 試験についての不明な点は、山梨県商工労働部産業人材課(甲府市丸の内一丁目六番一号(電話〇五五 二二三 一五六六))に問い合わせること。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年六月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則(昭和四十七年山梨県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(携帯を禁止する護身用具)

第二条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具(鋭利な部位がないものに限る。)(以外のものとする。

一 警戒棒(その形状が円棒であつて、長さが三十センチメートルを超え九十センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第一の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものに限る。)

二 警戒じょう(その形状が円棒であつて、長さが九十センチメートルを超え百三十センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第二の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものに限る。)

三 刺股

四 非金属製の楯

五 第一号から第四号までに掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの  
第三条中「場合においては」を「場合は」に、「警戒杖」を「警戒しよう」に改める。  
第四条中「においては、警戒杖」を「は、警戒しよう」に改め、同条第二号中「検定等規則」を「規則」に改め、同号ホ中「の施設」を削り、同号ハ中「又は当該施設」を削り、同条第3号中「検定等規則」を「規則」に改める。  
第五条を削る。  
附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二条関係）

警戒棒の制限

長 さ	重 量
三十センチメートルを超え四十センチメートル以下	百六十グラム以下
四十センチメートルを超え五十センチメートル以下	二百二十グラム以下
五十センチメートルを超え六十センチメートル以下	二百八十グラム以下
六十センチメートルを超え七十センチメートル以下	三百四十グラム以下
七十センチメートルを超え八十センチメートル以下	四百グラム以下
八十センチメートルを超え九十センチメートル以下	四百六十グラム以下

別表第二（第二条関係）

警戒じょうの制限

長 さ	重 量
九十センチメートルを超え百センチメートル以下	五百十グラム以下
百センチメートルを超え百十センチメートル以下	五百七十グラム以下
百十センチメートルを超え百二十センチメートル以下	六百三十グラム以下
百二十センチメートルを超え百三十センチメートル以下	六百九十グラム以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警備業法第十七条第二項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒しよう(この規則による改正後の警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則(以下この項において「新規則」という。)(第二条第一号及び第二号に掲げるものを除く。))については、この規則の施行の日から起算して十年間は、新規則第二条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。